

大阪市告示第1779号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市こども本の森中之島について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市こども本の森中之島条例（平成30年大阪市条例第76号）第12条前段の規定に基づき公告する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

大阪市こども本の森中之島

2 指定管理者

東京都文京区大塚3丁目1番1号

TRC&長谷工 meet BACH

構成員 株式会社 図書館流通センター

有限会社 バッハ

株式会社 長谷工コミュニティ

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（経済戦略局文化部文化課）